

# 安全衛生 あれこれ 48

増田労働衛生コンサルタント事務所  
所長 増田稔久

## 年頭に思う安全あれこれ 保護メガネを着用しませんか？

本年もよろしく願います。

近年の安全対策の推進状況と課題を別掲のとおり「社会生活的なレベル」と「労働安全のレベル」で考えてみました。より安全な社会、より安全な職場を目指すための議論の叩き台としてご覧ください。

まず、社会生活に関して、昨年、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務とされました。海外の街並み紹介のテレビ番組を見て、欧米でのヘルメット着用率

が高いことに驚いたことがあります。やっと先進国の標準に向けてスタートが切られました。

また、名古屋市においてはエスカレーターでの歩行禁止が条例で義務とされました。その他、駅にホームドアの設置が進められ、公共バスの車内ルールや交通安全のオリジナルな対策も実施されています。

今後の課題としては、交通事故や電車による人身事故です。先日は春日井市において踏切に立ち入った2人が亡くなりました。その

### (別掲1)

#### 社会生活に関連する安全あれこれ

- 1、自転車利用者のヘルメット着用  
改正道路交通法により、令和5年4月から努力義務。
- 2、エスカレーターの歩行禁止  
名古屋市の条例により、令和5年10月から義務。
- 3、駅のホームドアの設置  
ホームからの転落事故等は全国で約3,000件/年。ホームドアの設置率は3割程度(日経新聞記事より)。
- 4、高齢化に対応した公共バスの車内ルール  
バスは、乗り込んだ客の移動中に走行しない。降車する乗客は停車してから席を立ち出口に向かう。走行中の両替はしない。
- 5、バスの左折時の一旦停止  
名鉄バス等が行う確認措置。プロのノウハウを見習いたい。

### (別掲2)

#### 職場の安全あれこれ

- 1、高所作業でのフルハーネスの着用  
改正安衛政省令により、令和4年1月から原則使用。
- 2、トラック(最大積載量2トン以上)の昇降設備の使用  
改正安衛則により、令和5年10月から義務化。
- 3、はしごでの安全ブロックの使用  
フックを背中D環に掛けるのは難しい。連結ベルトが必要。
- 4、脚立から可搬式作業台等の使用  
安定した足場で、良い仕事。
- 5、空調服の着用  
STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンで使用を推奨。
- 6、墜落時保護用のヘルメットの着用  
飛来・落下物用から墜落時保護用に更新。頭部の衝撃を軽減。

後も事故の報道が繰り返され、またかと思いが痛みます。人身事故に至る状況を防ぐ手立てを社会全体で進めて欲しいと願っています。

次に職場です。高所作業の安全対策として、フルハーネスが義務付けられ2年が経ちました。メーカーが推奨するロープの使用期限は2年ですから、更新等の検討が必要な時期となりました。その他、別掲2に安全対策が進められた事項を記してみました。特に近年

の空調服の普及は、熱中症の発生を相当数抑えていると考えられます。さらに、より有効な機能を持つ空調服の登場を期待しています。

今後の課題の一つとして、提案するのが保護メガネの一般使用の推進です。グローバル企業のトップが海外の工場を巡回しているニュース映像を見たことがありません。決して浮遊粉じんや飛来物があるような場所ではないのに、皆さん、ヘルメットと保護メガネを当た

り前に着用していました。一方、国内では、法令で規制された作業以外に一般的に保護メガネを使用していません。リスク評価においても眼部に対する傷害の程度は大きいと思います。ヘルメットと同様、作業現場では万一に備えて保護メガネを掛けることを一般化できないでしょうか。

新たに保護メガネの着用を導入するには、冬期は最適な季節です。ご検討ください。幸いです。

